

仕様書

1 業務名

令和7年度旭川市妊産婦等グリーフケア事業実施業務

2 目的

流産・死産等で子どもを亡くした妊産婦等を対象に、心身のケアを実施することにより、身体的・精神的な負担を軽減することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 利用対象者等

(1) 事業の利用対象者は、旭川市に住所を有し、流産（胎児心拍確認前等の場合は除く。）若しくは死産（人工妊娠中絶を含む。）で子どもを亡くした産婦又は生後1年未満の子を亡くした母親であって、次の①又は②のいずれかに該当する者とする。

① 地域の保健、医療、福祉、教育機関等の情報から、市長が身体的又は精神的な支援が必要であると認める者

② その他特に支援が必要であると市長が認めた者

(2) 前項の規定に関わらず、次の①から④のいずれかに該当するときは、事業の利用ができないものとする。

① 利用対象者及びその家族等訪問先に居住する者のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患しているとき（感染性疾患の疑いがある者を含む。）

② 利用希望者に入院加療の必要があるとき

③ 利用希望者に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要があるとき。ただし、医師において当該事業での対応が可能であると判断されたときはこの限りでない。

④ その他事業の利用に支障があると市長が認めるとき

5 業務内容

(1) 利用者からの利用申込みの受付（サービス内容等についての事前説明等）

(2) 利用者への事前の連絡（利用時間、自己負担額及び必要な持ち物等の確認）

(3) 自己負担額の徴収及び領収書の発行

(4) 利用対象者の自宅等において、1回当たり2時間を目安とし、次の①～④に定める内容による心身のケア等の実施（別表第1の基準を満たすもの）

① 母体の体力回復への支援

② 母体管理、精神的ケア及び生活面の相談及び指導

③ 乳房ケア及び適切な乳房管理のための指導

④ その他必要とする相談及び指導

(5) 旭川市妊産婦等グリーフケア事業利用承認通知書（様式第3号）による利用回数の管理

- (6) サービス提供後における適宜の市への事業実施報告書の提出
- (7) 市への1か月分の実績報告書の提出及び委託料の請求

6 費用

- (1) 受託者が支払を受ける費用は1回につき10,450円（消費税及び地方消費税は非課税）とする。
- (2) 受託者は、サービス提供終了後に利用者から、1回の利用につき利用料として1,000円（消費税及び地方消費税は非課税）の支払いを受けるものとする。
- (3) 利用者が別表第2に掲げる自己負担額の減額を希望したときは、市より発行された減額認定通知書(様式第8号)を確認するものとし、有効期間内の利用であった場合は、(2)の利用料を徴収しないものとする。
- (4) 事業の委託料は、利用者ごとに(1)に定める単価から(2)又は(3)に定める自己負担額を控除した額に利用日数を乗じて得た額とする。
- (5) 受託者は、(2)の自己負担額のほか、5(4)の事業内容と直接関係ない実費相当分の費用について、利用者から支払を受けることができるものとする。

7 業務処理責任者の選定

受託者は、業務の管理及び統括を行う業務処理責任者を定め、市に通知するものとする。

8 実施結果の報告

受託者は、利用者へのサービスを提供した月の実施報告書及び実績報告書を、翌月10日（その日が休日に当たるときは、その翌日。3月分にあつては、3月31日）までに市に提出するものとする。

ただし、引継事項等があるなどで緊急を要する場合は、サービス提供後速やかに口頭で報告し、その後、適宜、実施報告書を提出すること。

9 支払方法

毎月の事業実績に基づき後払いとする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、市や周産期の医療機関等と連携・協力し、業務を行うものとする。
- (2) 業務担当者に対し、必要な研修を実施し、又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (3) 事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに業務の実施に必要な損害保険等の保険に加入すること。
- (4) 利用者からサービスに関する質問・苦情等があった場合は、誠意を持って迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 人員に関しては、次の点に留意すること。
 - ① 病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治

療、出産後1年未満の母子に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないようにすること。

② 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院、診療所又は助産所と併設する産後ケアセンターの管理者を兼ねている場合にあっては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。

(6) 妊産婦等グリーンケア事業を行うに当たって、訪問の際は、身分証明書（様式第12号）を携行すること。

(7) 関係法令等や旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施要綱に従い事業を実施すること。

11 個人情報保護等

受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。業務終了後においても、同様とする。

12 再委託の禁止

(1) この仕様書で示す業務の全部を一括して、又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

(2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときには、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

13 その他

この仕様書に定めるもののほか必要な事項については、受託者と市が協議の上、決定するものとする。

別表第1 事業の人員、設備及び運営に関する基準

【人員】

- 1 事業を管理する者（業務処理責任者）を定めること
- 2 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置すること
- 3 事業に従事する助産師、保健師又は看護師は、周産期のグリーフケアに関する知識及び技術を有すること
- 4 事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した実施に必要な者を置くこと

【運営】

- 5 第5条に規定する事業内容を提供できること
- 6 市との適切な連携体制が確保できること
- 7 緊急時の対応等を含め、医療機関との連携体制を確保すること

別表第2

自己負担額の減額を受ける場合に必要書類

区 分	書 類
市町村民税非課税世帯	市町村民税課税証明書又は同意書（様式第7号）
生活保護世帯	生活保護決定証明書又は生活保護手帳の写し

備考

- 1 認定を受けようとする者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る書類を提出すること。
- 2 市町村民税課税証明書は、申請日の属する年度（申請日が4月から7月までの間にある場合にあっては、前年度）のものを提出すること。
- 3 市長が認めるときは、この表に定める書類の提出を省略することがある。